# 中小企業等専門家派遣事業実施要領（米国関税対応枠）

静岡県より委託を受ける中小企業等専門家派遣事業（米国関税対応枠）を実施するにあたり、必要な事項を次のとおり定める。

第１条　米国関税対応枠に関する規定は、以下の定めるとおりとする。

２　通常枠（中小企業等専門家派遣事業実施要領に基づく専門家派遣事業）との併用を認める。なお、米国関税対応枠については、原則、申込者に対する派遣決定は１度限りとする。

３　派遣要請は様式１により行う。

第２条　この要領に定めのない事項については、中小企業等専門家派遣事業実施要領の定めるところによる。

第３条　この要領は、令和８年３月 31 日まで効力を有する。ただし、必要があると認められる場合は、期間を延長することができる。

第４条　この要領に定めにない事項については、その都度県と協議し決定する。

付　則

この要領は、令和７年８月１日より施行する。

（様式１）

年　月　日

# 専門家派遣要請書（米国関税対応枠）

公益財団法人静岡県産業振興財団
理事長　　様

様式１_別紙について同意し、専門家の派遣を要請します。また、専門家から助言等を受けるにあたり、中小企業等専門家派遣事業実施要領（米国関税対応枠）を遵守いたします。

〈申込者の概要〉

| | | |
|---|---|---|
| フリガナ | | |
| 法人名または屋号 | | |
| 代表者名 | | |
| 所在地 | | |
| 担当者 | 氏名 | |
| | TEL | |
| | E-mail | |
| 業種 | | 建設業/製造業/運輸業/卸売・小売業/宿泊・飲食サービス業/医療・福祉/その他 |
| 事業内容 | | |
| 資本金 | | 円　（個人事業者、中小企業団体、NPOは記入不要） |
| 従業員数 | | 名 |

〈派遣要請の概要〉

| | | |
|---|---|---|
| 米国関税の影響の有無 | | すでに影響を受けている / 今後影響を受ける見込みがある |
| 米国関税の影響 | | 輸出量減少 / 生産量減少 / 単価等引下 / 売上減少 / その他 |
| | | その他を選択した方は概要をこちらへご記入ください |
| 米国関税への対応 | | 販路開拓 / 新事業・新製品 / 価格転嫁 / 資金調達 / 生産性向上 / その他 |
| | | その他を選択した方は概要をこちらへご記入ください |
| 解決したい課題・専門家への要請内容 | | |
| 専門家 | 氏名 | （登録専門家は産業財団ホームページから確認できます。記入がない場合は、産業財団が申込者と調整の上、専門家を選定いたします。） |
| | 登録番号 | |
| 助言等分野 | | （別表１より選択） |
| 派遣回数 | | 回（最大5回、ISO認証取得は最大10回） |
| 派遣方法　※ | | 申込者所在地で面談 / 専門家事務所で面談 / オンライン面談 |
| 派遣所在地　※ | | （派遣場所が上記所在地と異なる場合のみ記入ください） |

※申込者負担金額の算出根拠の一部となる派遣場所となります。
上記派遣場所以外での実施は、専門家旅費に過不足が生じますので、専門家とよくご相談ください。
産業財団は、派遣場所変更の手続き（専門家旅費の変更）を行いません。